必要書類一覧及び書類作成時の留意事項

① 指定申請に係る必要書類一覧表

まずは、必要書類を一覧表により、確認してください。書類が整いましたら、一覧表の順番に がび替えて申請にお持ちください。

また、書類作成の際は、添付ファイルの「2.【様式】指定申請書類」、「3.申請書類記載例・作成例」を必ずご参照してください。

※必要書類以外に送付された書類等については、本市側にて廃棄させていただきます。

② チェックリスト

チェックリストにより、書類が整っているか等自己点検をしてください。

③同一住所で2サービス以上の事業を行う場合

複数サービスを行う場合の留意事項を掲載していますので、ご参照ください。

- ◆申請前には、法令·基準·解釈通知等を必ずご確認ください。(インターネット等で検索できます)
- 〇介護保険法
- 〇介護保険法施行令
- 〇介護保険法施行規則
- ◎居宅サービス
- ・川崎市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ◎介護予防サービス
- ・川崎市指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- ◎地域密着型サービス
- ・川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ◎介護予防地域密着型サービス
- ・川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- ◎居宅介護支援
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ◎介護予防·日常生活支援総合事業
- ・川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
- ◎その他介護報酬関係の基準・解釈基準など

①指定申請に係る必要書類一覧表

※指定申請時には<u>当該一覧表の順番のとおり書類を整え</u>、ご提出ください。

No	書類	様 式
(1)	介護サービス事業者指定(許可)申請書	第1号様式
2	申請者(開設者)のその登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本(郵送)	
3	建築物等に係る関係法令確認書	指定申請書類にある様式を 使用
4	賃貸借契約書の写し又は建物の登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本	
	(登記事項証明書の場合郵送)	
(5)	短期入所生活介護事業者(介護予防短期入所生活介護事業者)の記入事	第1号様式(付表8)
	項(付表8)	
6	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	指定申請書類にある様式を 使用
7	施設の平面図	指定申請書類にある様式を 使用 (建築図面でも可)
8	施設の写真	
9	運営規程(料金表含む)	
10	利用料金表、居住費、食材料費の積算根拠がわかるもの(※)	
11	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	指定申請書類にある様式を 使用
12	申請にかかるチェック表および誓約書	指定申請書類にある様式を
	(従業者の資格や損害保険確認の誓約書)	使用
13	協力医療機関(協力歯科医療機関を含む)との契約の内容	
14	法人代表者等誓約書	指定申請書類にある様式を 使用
(15)	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	3. 加算届に掲載されている様式を使用してくださ
16	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	い。加算を算定しない場合
17	チェック表及び誓約書等の添付書類【加算を算定する場合のみ】	も No16、17 は提出が必要で す。
18	返信用封筒(郵送)	
	(長形3号に110円切手貼付、A4封筒に320円切手貼付)	
19	老人居宅生活支援事業開始届	
20	老人デイサービスセンター等設置届	

- ※ 介護予防サービスのみ追加の場合は1、2、5、6、9、11、14、15、16、17、18
- ※ 新設合併(分割)、吸収合併(分割)による事業承継の場合は1、2、15、16、18、19、20及び合併(分割)契約書
- ※ 再付番 (既に指定を受けているが事業所番号のみ変更が必要な場合) の場合は 1、4、5、6、7、8、9、15、16、17、18
- ※ 指定申請に係る必要書類を確認した上で、上記の一覧表に掲載されていない書類を提出していただく場合があります。
- ※ 10「利用料金表、居住費、食材料費の積算根拠がわかるもの」について、食費、居住費、居室内家 電製品の電気料金、預かり金管理業務費については様式がありますので、当該様式の提出をお願い します。それ以外の料金変更については、様式は設けておりませんので、各自作成をお願いします。
- ※ No に () がついている書類については、電子申請届出システムに入力することで自動出力されます。

②短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)申請書類チェックリスト

提出書類			
チェック項目	チェック内容	備考	
介護サービス事業	送者指定(許可)申請書(第1号様式) (第1号様式)		
申請欄	□ 申請者の住所、氏名が登記簿謄本と完全に一致している。		
申請者	□ 名称、主たる事務所の所在地が登記簿謄本の商号、本店の住所と完全に一致している。 □ 法人の電話番号、FAX番号を記載している。 □ 法人の種類、法人の所轄庁を記載している。(有限会社、合同会社などの場合は、空欄で可)	※謄本に記載されている住所では郵便物が届かない場合は、 アパート名や部屋番号などを 記載してください。 ※電話番号、FAX番号の記載	
事業所又は施設	□ 所在地は、登記簿や賃貸借契約書の住所と一致している。 □ 電話番号・FAX番号を記載している。	間違いに注意してください。 ※申請書の事業所名で指定を行 うため、スペースの有無等を	
同一所在地内に おいて行う事業 又は施設の種類	□ 付表や運営規程の事業所名と一致している。 □ 申請するサービスの実施事業欄に「◎」が記載されている。 □ 指定介護予防サービスを行う場合、実施事業欄に「◎」を記載している。 □ 既に同一事業所名、同一所在地で指定を受けている事業がある場合は、実施事業欄に「○」と記載し、指定(許可)年月日欄に指定を受けた日付を記載している。また、介護保険事業所番号欄に既に指定を受けている事業所の事業所番号を記載している。	確認してください。	
申請者(開設者)	の登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本又は条例等		
	□ 登記簿謄本は発行日から3ヶ月以内の原本である。 □ 法人登記簿謄本の目的欄に申請するサービスが位置付けられている。		
建築物等に係る関	係法令確認書		
	□ 建築基準法 (川崎市まちづくり局建築審査課)・消防法等について、関係所管に確認した内容や指摘を受けた内容等を記載している。 □ 必要手続きや届出を行った場合は、その関連書類(設置届出書や検査済証等)の写しを添付している。	※確認した内容を申請者が記載してください。(相手方に記載を依頼するものではありません)	
賃貸借契約書の写	よし又は建物の登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本		
	□ 申請する事業所が賃貸の場合は賃貸借契約書、自社所有の場合は建物の登記簿謄本を添付している。 □ 賃貸借契約の場合、契約は申請法人名義で行われている。 □ 建物の使用目的が住宅や居宅となっている場合は、貸し主から事業の用途で使用することについて同意を得ていることが確認できる書類の写しを補足添付している。		

短期入所生活介護	隻事業者(介護予防短期入所生活介護事業者)の記載事項(付表8)
事業所	□ 申請書に記載した事業所名称、所在地と一致している。	※電話番号、FAX番号の記載
	□ 電話番号、FAX番号を記載している。	間違いに注意してください。
		※付表は3種類あるので、種別
		に注意してください。
申請に係る事業の実	□ 定款等の事業目的欄を確認して条、項及び号を記載している。	
施について定めてあ		
る定款等の条項		
管理者	□ 管理者以外の職務を兼務する場合、兼務する職種を記載してい	※人員基準を確認してください。
	る。	
	□ 同一敷地内の他の事業所の職務を兼務する場合、事業所又は施	
	設の名称、兼務する職種及び勤務時間(週あたりの勤務時間)を	
	記載している。	
併設事業所の種	□ 事業所が他の事業所を併設している場合、当該併設事業所のサ	
別・名称	ービス種別、名称、事業所番号を記載している。	
従業者	□ 勤務形態一覧表、運営規程の員数と一致している。	
主な掲示事項	(利用定員)	
	□ 利用定員は運営規程と一致している。	
	(利用料)	
	□ 法定代理受領分と法定代理受領分以外の欄に「介護報酬告示上	
	の額」と記載している。	
	(その他の費用)	
	□ その他の費用がある場合は、「運営規程のとおり」と記載して	
	いる。	
従業者の勤務体制	及び勤務形態一覧表	
サービス種類	□ 介護予防短期入所生活介護サービスも併せて行う場合、両サー	
	ビス名を記載している。	
勤務形態	□ 常勤専従であれば「A」、非常勤専従であれば「C」と記載し	
	ている。	
	□ 職種に応じた資格が記載されている。	
第1週~第4週	□ 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数(4週間分)を記載	
	している。	
	□ 記載された勤務時間が雇用契約書や労働条件通知書に記載さ	
	れた雇用条件(勤務日、勤務時間、勤務場所及び職務内容等)と	
	整合が取れている。	
	□ 常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間は、32時間以上	
	となっている。	
	□ 曜日を正しく記載している。	
	□ 氏名は雇用契約書や資格証のものと一致している。	※職員の氏名を記載する際は、
	□ 同一事業所内の他の職務や同一敷地内の他の事業所の職務を	「高と髙、崎と﨑、恵と惠」
	兼務する場合、それぞれの職務に係る就業時間を按分して記載し	などに注意してください。
	ている。(ダブルカウントはできません。)	

	(人員配置)	※必要な職種等については、川
	□ 生活相談員を常勤換算方法で利用者の数100又はその端数をま	崎市指定居宅サービス等の
	すごとに1人以上配置している。	事業の人員、設備及び運営の
	□ 介護職員又は看護職員を常勤換算で、利用者3人又はその端数	基準等に関する条例等をご
	をますごとに対し1人以上の配置をしている。	確認ください。
	□ 介護職員を常時1人以上配置している。	
施設の平面図		
	□ 建物の構造を記載している。	
	□ 各室の用途、寸法、縮尺を正確に記載し、求積の根拠を明示し	
	ている。	
	□ 洗面台、手洗い場、トイレの位置及びキッチンの形状がわかる	
	ように記載されている。	
	□ テーブル、イス、ソファ等の備品の配置を明示している。	
	□ 事務室、鍵つきの書庫等その他必要な設備を記載している。	
	□ 同一敷地内で他のサービスを行う場合、事業毎に専用のスペー	
	ス(専用の机でも可)を設ける必要があるが、図面にどの部屋・	
	机がどの事業のものであるか明記している。	
	□ 写真を撮った方向を矢印にて記載し、写真と対応した番号を振	
	っている。	
事業所の写真		
	□ 写真は、A4の紙に貼るなどしてまとめ、平面図と対応した番	※各室の様子が分かるよう必
	 号を振り、どの写真かを横に明記している。(「事務室」など)(※	要に応じ、方向を変えて複数
	 カラープリンターによる印刷も可)	枚撮影してください。
	 □ 写真のサイズはA4の紙に4枚程度入る大きさにしている。	
	<以下の写真を添付している>	
	□建物の外観(全景)	
	□事業所の出入り口部分	
	□事務室(机・椅子等必要な備品を写したもの)	
	 □居室、居間、食堂(テーブル・椅子・ベッド等必要な備品を配	
	 置し、部屋全体の様子がわかるように多方向から写したもの)	
	 □調理室、トイレ、浴室等基準上必要になっている設備について	
	写したもの	
	□消火器等の消火設備	

連営規程		
	(事業の目的及び運営方針)	
	□記載している。	
	(従業者の職種、員数及び職務内容)	
	□職種ごとに常勤、非常勤の別、専従、兼務の別と員数を記載	
	している。(複数単位を設定する場合は、単位毎に記載する	
	こと)	
	(利用定員)	
	□記載している。	
	(指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)	
	□記載している。	
	□料金については、別添でまとめるなどわかりやすく記載して	
	いる。	
	(通常の送迎の実施地域)	
	□通常の事業の実施地域が市町村の一部地域とする場合、	
	当該一部地域の具体的な範囲を明示している。	
	(例:川崎区宮本町)	
	(入居に当たっての留意事項)	
	□記載している。	
	(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)	
	□記載している。	
	(緊急時における対応方法)	
	□記載している。	
	(非常災害時対策)	
	□記載している。	
	(個人情報の管理)	
	□従業者であった者についても記載している。	
	(苦情への対応方法)	
	□記載している。	
	(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)	
	□記載している。	
	(虐待の防止のための措置に関する事項)	
	□記載している。	
	(その他運営に関する重要事項)	
	□採用時研修、継続研修の頻度について記載している。	
	(共通)	
	□介護予防短期入所生活介護の指定も併せて受ける場合、介護	
	予防短期入所生活介護の運営規程も作成している。(ただし、	
	内容が網羅されていれば、短期入所生活介護と一体的に作成	
	しても構いません。)	
	□附則の施行日は事業開始予定日を記載している。	
利用料金表、居住	E費、食材料費の積算根拠がわかるもの	
(料金表)	□ 介護保険利用料以外で徴収する費用も料金表に記載している。	

	□ 利用者負担額は、料金表作成例にある「*利用者負担額の算出	
	方法」を参考にして計算している。	
(居住費の積算根	□ 食費、居住費、居室内家電製品の電気料金、預かり金管理業務	
拠がわかるもの)	費について、様式を使用している。	
(食材料費の積算根	□ 光熱水費や管理費など、項目ごとに積算根拠が示されている。	
拠がわかるもの)	□ 入居時の費用について、項目ごとに積算根拠が示されている。	
	□ 食材料費について、積算根拠が示されている。	
	□ 外部事業者により食事を提供する(お弁当等)場合は、見積書	
	等の食材料費部分の根拠のわかる書類の写しを添付している。	
利用者からの苦情	fを処理するために講ずる措置の概要	
	□ 苦情等に対応する担当者名、職種を記載している。	川崎市苦情窓口
	□ その他参考事項には、苦情が出ないための具体的な方策を記載	各区役所高齢・障害課
	している。	国保連苦情窓口 0570-022110(苦情専用) または 045-329-3447
		※作成にあたっては 介護保険課ホームページ
		- 書式ライブラリー
		- 新規事業者指定
		ー申請書類記載例・
		作成例参照のこと
申請にかかるチェッ		
	□ 資格を必要とする職種についてすべての従業者の資格証を確	
	認している。	
	□ 届出における該当者の資格有効期限について確認している。	
	(失効していない)	
	□ 保険の内容・期間・対象が確認できる書類を保管している。(損	
	害保険証書等)	
協力医療機関との		
	□ 緊急時等に対応してもらう旨の契約書の写しを添付している。	
	□ 医療機関の名称、代表者名及び住所が記載され、押印があるも ■	
	のである。	
法人代表者等誓約	 	
100 11 12 1 1 1 1 1 1	□ 申請者の住所、氏名は、申請書(第1号様式)の住所、氏名(法	
	人名、代表者名)と一致している。	
	□ 使用する印鑑は、法務局に登録されている法人代表者印(通	
	常丸印)を使用している。	
介護給付費算定に	上保る体制等に関する届出書 - 「保る体制等に関する届出書	
	□ 申請者の住所、氏名は、申請書(第1号様式)の住所、氏名(法	※加算を算定しない場合であ
	人名、代表者名)と一致している。	っても作成してください。
	│ │ □ 使用する印鑑は、法務局に登録されている法人代表者印(通常	
	丸印)を使用している。	

	□ 提供するサービスの実施事業欄に「○」を記載し、異動年月日	
	欄に事業開始予定年月日を記載している。	
介護給費算定に係	る体制等状況一覧表	
	□ 記載担当者の職名及び氏名、連絡先電話番号を記載し、担当者	※加算を算定しない場合であ
	印を押印している。	っても作成してください。
	□ 提供サービス、施設等の区分、その他該当する体制等、割引、	※申請するサービスが掲載さ
	地域区分のそれぞれの欄の該当箇所の番号を「○」で囲んでいる。	れているページのみ、ご持参
	□ 加算を算定しない場合は「なし」に○を記載している。	ください。
チェック表及び誓約書等の添付書類【加算を算定する場合のみ】		
	□ 法人名、法人代表者の職及び氏名を記載している。	※添付書類にもれはないか確
	□ チェック表項目(算定要件)のチェックを行っている。	認してください。
返信用封筒		
	□ A4封筒に320円分、長形3号封筒に110円の切手を貼っ	※送付先は原則事業所として
	ている。	ください。
	(※ 同じ事業所番号でサービス追加の場合は180円分の切手)	
	□ 返信先の郵便番号、住所、事業所名を記載している。	
老人居宅生活支援事業開始届、老人デイサービスセンター等設置届		
	□ 記載項目が、介護保険事業の申請書と一致している。	
	http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021013.html	
	(設置届・開始届記載例を参考にしてください。)	

③同一敷地内で2サービス以上の事業を行う場合

- 1 事業所名称と事業所番号について 「事業所の名称」と指定の際に付番される「事業所番号」はリンクしています。
 - (1) サービスごとに異なる事業所名称をつけたい場合

例: 訪問介護事業…○○ホームヘルパーセンター 居宅介護支援事業…○○ケアセンター

- ・事業所番号は別になります。
- ・申請は、それぞれのサービスごとに行うことになります。(申請書、定款の写し、登記事項証明書の原本、図面、写真、決算書、保 険証書の写し等もそれぞれ用意してください。)

(2) 事業所番号を統一したい場合

- ・事業所名称を統一してください。
- ・申請は、1つにまとめてください。 (申請書、定款の写し、登記事項証明書の原本、図面、写真、決算書、保 険証書の写し等は、事業所共通書類として1部あれば、結構です。)
- 事業所番号は、介護報酬の請求を行う場合にも必要となります。請求事務のことも考えた上で、事業所番号を別にするか同じにするかを事業所で検討してください。
- 名称に特に決まりはありません。事業所でお考えください。
- ただし、既に使用されている名称は、利用者等に混乱が生じやすいので、避けてください (特に同一市区町村内にある場合)。
- 既に名称が使用されているか否かは、かながわ福祉情報コミュニティー (http://www.rakuraku.or.jp) の「事業者情報」等で調べてください。

2 事務室の配置について

○ 事務室は共通で使用できますが、サービスごとに専用の事務スペースが必要です。机をサービスごとに明確に分けてください。図面に机のレイアウトを記載し、どの机がどのサービス用なのかが分かるように記載してください。